

1. 案内情報

手続名	: 特殊構造船の認定
手続根拠	: 海上衝突予防法施行規則第23条第3項
手続対象者	: 特殊構造船（特殊な構造等により法令の灯火等の規定を適用しがたい船舶）の認定を受けようとする船舶の所有者又は所有者になろうとする者
提出時期	: 認定を受けようとする3か月程度前
提出方法	: 当該申請に係る船舶の所在地（予定のものを含む。）を管轄する地方運輸局（神戸海運監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局」という。）に特殊構造船認定申請書（2通）を提出
手数料	: 必要ありません。
添付書類・部数	: (1) 一般配置図 (2) 認定を受けようとする特別事項（灯火の位置等又は音響信号装置の配置等）について、法等の規定に従うことが困難であることを明らかにする図面及び書類として、 法等の規定に従った場合の当該船舶の図面 法等の規定に従うことにより当該船舶の特殊な機能が著しく損なわれることを説明する図面及び書類 (3) 指示を受けようとする特別事項について、灯火の位置等を示す図面及び当該位置等とした理由を明らかにする図面及び書類 (4) 船舶国籍証書の写し等で、認定に係る船舶を特定するに足りる書類 (5) 部数は各書類2通
申請書様式	: 特殊構造船認定申請書（様式1）
記載要領・記載例	: 提出先にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 当該認定申請に係る船舶の所在地（予定のものを含む。）を管轄する地方運輸局
受付時間	: 提出先にお問合せ下さい。
相談窓口	: 当該認定申請に係る船舶の所在地（予定のものを含む。）を管轄する地方運輸局が窓口となっています。

3. 手続情報

審査基準	: (1) 当該船舶について海上衝突予防法の規定を適用したのでは、その船舶の用務の遂行に重大な支障を来すものであること (2) 灯火関係の認定は次のとおりとする。
------	--

数は、法令の規定によること

位置は、灯火の位置の特例最低基準(別紙)によること

視認距離は、法令の規定によること

視認圏については、船上構造物等による遮蔽角は2度までであること

- (3) 音響信号装置の配置及び特性についての特例の認定は原則として行わない。ただし、限定された特定海域内で、また特定の期間内において十分な安全対策の下で行われるヨットレース等特定の用途のみに使用する船舶であって、一般航行の用に供しないものについては、音響信号装置の特例の認定を行う。

標準処理期間 : 3か月程度

別 紙

灯火の位置の特例最低基準

1 マスト灯

(1) 高さ

- ・ 50 m以上の船舶 海面上 3 . 5 m以上で射光が妨げられない高さ
 - ・ 20 m以上 50 m未満の船舶 . . . 海面上 2 . 0 m以上で射光が妨げられない高さ
 - ・ 12 m以上 20 m未満の船舶 . . . 海面上 0 . 2 m以上で射光が妨げられない高さ
 - ・ 12 m未満の船舶 射光が妨げられない高さ
- (後部マスト灯) 前部マスト灯より 3 . 2 m以上上方

(2) 水平位置

- ・ 前部マスト灯と後部マスト灯との間の水平距離は前部マスト灯と後部マスト灯との垂直間隔以上
- ・ 船首から前部マスト灯までの水平距離は当該船舶の長さの 2 分の 1 以下

2 げん灯

(1) 高さ

- ・ 50 m以上の船舶 前部マスト灯より 1 . 6 m下方
- ・ 20 m以上 50 m未満の船舶 . . . 前部マスト灯より 1 . 0 m下方
- ・ 12 m以上 20 m未満の船舶 . . . 特例なし
- ・ 12 m未満の船舶 前部マスト灯より 0 . 6 m下方

(2) 水平位置

- ・ 前部マスト灯とげん灯との垂直距離の 2 分の 1 前方まで

3 引き船灯

- ・ 50 m以上の船舶 船尾灯との間隔 1 . 6 m以上
- ・ 20 m以上 50 m未満の船舶 . . . 船尾灯との間隔 1 . 0 m以上
- ・ 12 m以上 20 m未満の船舶 . . . 特例なし
- ・ 12 m未満の船舶 特例なし

4 連携する灯火の間隔

(1) マスト灯は特例なし

(2) 全周灯

- ・ 50 m以上の船舶 間隔 1 . 6 m以上
- ・ 20 m以上 50 m未満の船舶 . . . 間隔 1 . 0 m以上
- ・ 12 m以上 20 m未満の船舶 . . . 特例なし
- ・ 12 m未満の船舶 特例なし

5 連携する灯火の最も下方の灯火の位置

(1) マスト灯

- ・ 50 m以上の船舶 海面上 3 . 5 m以上で射光が妨げられない高さ

- ・ 20 m以上 50 m未満の船舶・・・海面上 2 . 0 m以上で射光が妨げられない高さ
- ・ 12 m以上 20 m未満の船舶・・・海面上 0 . 2 m以上で射光が妨げられない高さ
- ・ 12 m未満の船舶・・・射光が妨げられない高さ

(2) 全周灯

- ・ 50 m以上の船舶・・・海面上 0 . 2 m以上で射光が妨げられない高さ
- ・ 20 m以上 50 m未満の船舶・・・射光が妨げられない高さ
- ・ 12 m以上 20 m未満の船舶・・・射光が妨げられない高さ
- ・ 12 m未満の船舶・・・射光が妨げられない高さ

1. 案内情報

- 手続名 : 特殊構造船認定・指示書（以下「認定・指示書」という。）の記載事項変更又は再交付
- 手続根拠 : 海上衝突予防法施行規則第23条第3項
- 手続対象者 : 認定・指示書の交付を受けた後に記載事項の変更又は認定・指示書を亡失し又はき損し、認定・指示書の再交付を受けようとする船舶の所有者
- 提出時期 : 認定・指示書の記載事項変更等を受けようとする前
- 提出方法 : 当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局に認定・指示書の記載事項変更届書（2通）又は再交付申請書（2通）を提出
- 手数料 : 必要ありません。
- 添付書類・部数 : (1) 認定・指示書の記載事項を変更しようとするとき
指示の内容に変更を及ぼす場合にあっては、記載事項の変更ではなく、新たな認定であるので、特殊構造船の認定の申請手続きによること。
以外の変更については変更事項を証する書類
(2) 認定・指示書の再交付を申請しようとするときは、添付書類なし。ただし、き損に係る再交付の場合は、当該き損した認定・指示書
(3) 部数は各書類2通（(2)の認定・指示書については1通）
- 申請書様式 : 適宜（提出先にお問合せ下さい。）
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局
- 受付時間 : 提出先にお問合せ下さい。
- 相談窓口 : 当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局が窓口となっています。

3. 手続情報

- 審査基準 : 提出先にお問合せ下さい。
- 標準処理期間 : 提出先にお問合せ下さい。